

## 9 (2) 農業信用保証保険制度について知りたい

### ○農業信用基金協会（協会）とは？

農業を営む方等が金融機関から融資を受けるときに、公共的な立場で保証人となる機関です。協会は出資会員制ですが、既に会員となっている農業協同組合に所属している方は、直接出資しなくても保証を受けることができます。

### ○仕組み

農業関連資金や生活資金などを金融機関から借入れる際に、協会が保証人となり、借入を円滑にします。

もし、病気や事故などやむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなったときには、協会が代わって金融機関に借入金を返済します（代位弁済）。その後、ご相談の上、協会に借入金を返済することになります。

### ○保証の範囲

借入金の元金及び利息等の合計額（資金の種類により、保証限度が異なります。）

### ○保証料

保証料として、保証を受けた借入金の元金の残高に、資金の種類ごとに定められた保証料率を乗じた金額を負担します。

### ○手続き

- ① 申込み：借入れの申込みの際、金融機関に債務保証委託申込書を提出します。
- ② 保証協議：金融機関は、債務保証委託申込書に意見書を添付して、協会に提出します。
- ③ 保証の承諾：協会が書類を審査します。保証の承諾を決定したときは、金融機関に承諾の通知書を交付し、借入申込者に承諾の通知をします。

### お問い合わせ先

・借入れを予定している金融機関（農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合等）又は宮城県農業信用基金協会へ。

・宮城県農業信用基金協会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 2-16 JAビル宮城 電話：022-264-8661